



天皇と軍隊

近代日本国家起動の力、その起源と確立

田中惣五郎

書肆心水

目次

近代天皇の創出

幕末の天皇 (10)

明治期の天皇 (36)

跋 天皇はどうへ (120)

近代軍隊の創出

序 立派な軍隊とは (128)

農兵隊的なものから御親兵的なものへ (132)

御親兵前後 (157)

徴兵令前後 (170)

西南戦争前後 (215)

民権運動・軍人勅諭前後 (247)

索引 (287)

天皇と軍隊

近代日本国家起動の力、
その起源と確立

凡例

一、本書は田中惣五郎の二著、『天皇の研究』（一九五一年、河出書房刊行）、『日本軍隊史——成立時代の卷』（一九五四年、理論社刊行）における、幕末から明治前期（日清戦争に至るまで）についての部分で成っている。

一、本書では読みやすさを優先して（引用文についても）左記の表記調整をおこなった。

一、新字体漢字（標準字体）で表記した。「堺」「武」「廿」「卅」は旧字体ではないが便宜的に「一」「二」「三」「十」「三十」におきかえた。「歿、互、撰、劃、註」も旧字体ではないが、現在一般に用いられる同義の「没、亘、選、画、注」におきかえた。また「帰著」は「帰着」におきかえた。

一、引用資料は元の本でもすでに表記の調整（句読点や平仮名表記へのおきかえなど）がされていることでもあり、読みやすさを優先して仮名遣いを新仮名遣いにおきかえた。

一、現在一般的文書では漢字表記が避けられるものを仮名表記におきかえ、他方、「とにかく的」「破めつ」「さまま||薩摩」「なつとく||納得」「せんい||纖維」など、現在ではむしろ過度な平仮名化と感じられるものは漢字におきかえた。

一、読み仮名ルビを補つた。

一、踊り字は「々」のみを使用し、その用法は現代的に調整した。くの字点は仮名におきかえた。

一、句読点、中黒点、改行個所を調整したところがある。

一、鉤括弧の用法は現在一般の慣例によつて調整した。

一、和暦年に対する西暦年の補いは元の本にあるものも本書刊行所によるものも区別せずに丸括弧で示した。

一、中略箇所（合計十四箇所）には「、」の印を付した（中略したのは本書非収録部分への参照指示、誤解を生じる恐れのある引用の仕方の資料、事実性に疑問がある記述、単なる憶測が事実と違う記述である）。

一、「」は本書刊行所による注記である。

近代天皇の創出

幕末の天皇

天皇はいかにして民族の統一を図りえたか

□思想的に

水戸藩の特異性は、徳川の親藩である点にある。尾張は関西を、紀伊は中部を、そして、水戸は東北を鎮護するという徳川型の諸侯布置法によつて、初代家康の肉親をここに配置したことは周知の事実である。さらに、この藩は三家として国役を免ぜられる代りに、徳川本家の将軍が、将軍らしからず、或いは継嗣なき場合は、尾張と紀州のいずれかから将軍を選みいだす特権を与えられていた（「公武法制應勅十八ヶ条」）。これにたいし水戸は將軍政治にたいする御意見番としての地位がみとめられ、かかるが故に、光圀の諸国漫遊の伝説が生まれ、大日本史編纂のごとき盛舉も行われ得たのである。

さらに、幕末に名君として知られた斉昭——烈公は、その繼嗣にあたつて、將軍家から天下らせようとした嗣子との間に家督争いをし、反將軍派として嗣子の栄冠をかちえたものである。誰によつて？ 幕府

批判派の藤田東湖らの系統によつてである。由來、水戸には、三家として本家に追随する幕府派と、幕府批判の特權をまもりぬこうとする幕府批判派が、めんめんと対立し続けたのである。他藩にあつては、比較的上層と下層との対立が、門閥や家柄をめぐつて対立するのにたいし、ここでは家老から足軽までが、幕府派と批判派との二派に対立するという奇現象を示すのはこのためである。そして今や水戸烈公は反幕派に擁せられ、將軍の子と繼嗣を争つた関係もあつて、勢い名君たらざるをえず、また、その素質も一応はあつたといえる。とくにこれをかこむ家臣の中に、人物がそろつっていた。だから、烈公は藩政改革に邁進し、幕府の老中首座水野忠邦による天保の改革——徳川の復古的繁榮を目指した儉約的改革であるが——は、むしろ烈公の政策にまねたものとさえ見られる。そのため、烈公は反対派、とくに大奥の反対によつて、隠居、謹慎を命ぜられるにいたつた。この時代に、国際勢力の日本渡来があり、烈公は猛然と立ち上り、幕府に献策した。そのはげしい攘夷的策論は、國を憂うる各地の志士をよろこばせ、また幕府批判を許される三家水戸の威力をたよつて、ぞくぞくと水戸に結集し、いわゆる「水戸学」の尊王攘夷論に傾倒した。

しかばば水戸の尊王攘夷論とはなにか。これは老中水野忠邦のこころみた天保の改革（一部の論者はここで幕末の出発点とみると、画期的な復古的改革である。若干の進歩性をはらみつつこれを強引に復古せんとして敗れ、その後の幕府は阿部正弘の大勢順応主義にかたむき、しかるが故に、三家の水戸も、外様の薩摩も政権の一部に参与させることを阿部は方針としたのだ）の先駆をなすほどに、古風なものであつた。したがつて、かれとかれの周囲の説くところの「尊王攘夷」とは、徳川的復古、つまり家康のそれに復帰することを目ざしたものであつた。藩の性格から生れる水戸のイデオロギーをおし進めたこの尊王攘夷の語は、その出発を天保五年（一八三四年）十二月の弘道館記の中に発見する。曰く、「我が東照宮は、

撥乱反正、尊王攘夷、允文允武、以て太平の基を開く。」

弘道館記は水戸学の基本とされるが、徳川家が諸侯の首座にのぼるための対内策として、天皇に敬意を表したことと尊王といい、対外策として鎖国したことを攘夷の文字であらわし、これによって太平をひらいたから、これを政治の基準とすべしとするのが、水戸の尊王攘夷論である。だから、そこにはおのずからなる限界があり、天保以来高唱し、全国の志士を魅惑したこの思想の持主烈公も、ペリー渡来後の開国不可避的な段階にいたっては、越前藩主松平慶永——春岳にたいし、攘夷は無謀であるが、私一人はこれで行く（松平慶永『逸事史補』）と悲痛な心境を告白している。つまり、鎖国は徳川の本家を破滅せしめるとしたら、これはさけなければならぬが、多年攘夷論で売りこんで來、天下を風靡したこの提唱者の私は、転向しないで自説を主張することを、烈公の崇拜者（越前へ慶永を養子にやる仲介は烈公がつとめている）にのべたのである。

もっと意地わるくいえば、水戸の改革によつて退けられた烈公が、その恢復策として、対外問題として人気のある攘夷説を声高く唱道し、これを影うすき一つの政権（二重の政権中の）たる朝廷によびかけ、朝廷の力で攘夷を実現せしめようとすることによって、諸国の志士の喝采を博そうとしたともいえるのである。それがたちまち幕末の経済的、政治的矛盾の解決のためのスローガンにおきかえられ、徳川幕府の叩頭的開国への非難の具となり、攘夷のための挙国一致が叫ばれ（継嗣問題はそれである）その統一のかなたに「皇室」が再発見され、ついに徳川打倒にまで発展するにいたつたことは、歴史の皮肉であろう。水戸の尊王攘夷がまやかしあつたことは（少なくもその意図とそぐわなかつたことは）維新の際の反動ぶりによつて明らかにされる。これは水戸出身の一橋慶喜が最後の将軍となつたために倍加されたのではあるが、水戸の家柄と、烈公の個人的立場から見れば、おのずから然とする。しかし、副将軍格の水戸

藩のこの提唱が、他のいづれの藩よりも有効であり、影響の大であったことは看過してはならず、その意味で、水戸の功はみとむべきであろう。

この水戸の提唱を、関白鷹司政通を通じて受けとった朝廷の受けとり方は、他藩とはおのずから異なるものがあった。第一に、尊王とは、十二万三千石の朝廷グループを直接にかがやかすことなつて、もつと直接的である。朝臣はもとより、京都をめぐって生活する梅田雲浜、梁川星巖、頬三樹三郎、池内大膳、春日潛庵らのインテリ志士らが活気づいて来たのは、このとき以後である。諸国不平の徒が京都に集まり、京都から遊説の士が諸国にむかって動きだしたのもこの時以後である。薩摩藩が徳川氏のために、九州の大部分から薩日隅の三国においこめられ、長州藩は、中国の大部分から周防、長門の二国におしつめられてしまつた不満をもつとしたら、天皇は日本全国から山城の一部分におしこめられた不平は、より多いはずである。建武の中興は、朝臣にとっての見あかぬ夢であった。尊王は朝廷にとっては一個の生活擁護運動である。

さらに朝廷にとっての「攘夷」は思想的には「神国思想」から、具体的な政策としては「武力なき朝廷」の自衛運動であった。古代の天皇制時代においても、大陸との交渉があつたが、それは主として文化的であり、交易的であり、それ以上に征服的、属国的でさえあつて、被征服者としての経験はもたなかつた。とくに、朝廷が、中世において直接政治から遮断されるにいたつては、象牙の塔にたてこもつた学者のごとく、抽象的に理念を追及する傾向（これはいささか不適当な比喩だが）におち入り、皇室思想は一段と理念的神国思想にかたよらざるを得ない。いわんや、朝夕こころみるところは「祈り」であり、神を相手とすることに終始するとしたら、朝廷イデオロギーはいよいよ神国的に傾斜せざるを得ないであろう。嘉

明治期の天皇

天皇の生活

□皇室財産とその性格

慶応三年（一八六七年）十二月九日のクーデターの後、天皇政権は樹立したが、朝廷の費用はきわめてとぼしく岩倉が戸田大和守を通じて、敵であるべき前将軍徳川慶喜に借金を申しこみ、「先帝の御一周年忌もすでに近づきたれども、それすら行わのがたき有様」と訴え、二万両（『徳川慶喜公伝』卷四）（三万、五万ともいう）の金をかりたと記され、さらに、伏見鳥羽の戦いのはじまった際、会計官のあるものが、御所中の有金すべてをかき集めたが、五百両ばかりであった（『西郷全集』第三巻）と記し、これまでの記録のいずれにみても、皇室の財産がとぼしく、中には一金もなき有様と記したものがあつて、これが一種の定説とされていた。

しかし、奥野高広著『皇室御経済史の研究』に見ると「元治、慶応（一八六四—一六年）のころに、諸商人

は『御奥』から元金四千五百両という大金を拝借し、返上申上げたのは極く僅少で、残金は二千二百十両もあつたが、明治四年（一八七一年）にいたつてこの返上を勅免あらせられた（略）『御奥』におかせられて、少なくも五千両の御貯えがあられた事は明らかである」とするしている。この出入商人中の「菓子方」の中には、現閣僚たる黒川の先代「とらや」主人黒川光保もまじり、二百両をかりて、三十五両上納し、百六十五両の残りとなつてゐる。皇室に余裕はあつたと思われる。

ところが『皇室財政沿革記』（「写本」八巻、附録二巻、図書寮蔵）によると、その中の「財本増加の次第」の条には「当初御先代（注、孝明天皇）の御貯蓄を継承せし金額は十万二千二百六十八円にして」と意外の数字がしるしてある。これによると、御一周年忌が出来ぬといったのはいつわりであるか思いちがいであり、「御所中の有金」の外にこの大金が藏されていたことが明らかにされる。米一石深川相場五円九十八銭、大阪相場五円十銭（農商務省編『米穀統計』）のころの十万二千円は大したものであろう。明治時代の皇室財産は、この十万余両から出発するといえよう。「御資部財本増減実計表」にもこの高が、明治元年（一八六八年）より第六期（明治七年（一八七四年）度）までの「現在高」として明記してあるに見て、これが実証されるであらう。

その後の大勢を『沿革記』についてみるとこの書の序文ともみるべき部分に、

皇室の財政たる、王政維新の際に在りては、政府においてこれを直轄、經營し、明治二年（一八六九年）宮内省創立以来、その管理をこれに移し、爾後宮内省は政府の一衙門にあってこれを経理し、明治十八年（一八八五年）十二月、官制釐革にしたがい、政府をはなれて独立の経済となり、明治二十一年（一八八八年）帝室会計法制定ありて、はじめて独立経済の体制そなわるに至りたり（略）明治二十年（一

八八七年）に至る間は管理の方法、計算の方式隨時変遷ありたるを以て（略）

と、この書の編纂責任者帝室会計審査官兼式部官飯田翼は、明治三十二年（一八九九年）五月に語っている。われわれは、この政府の直轄、宮内省の政府部門の一部という形体が、明治十八年（一八八五年）の近代的官制へむかう時期に、逆に皇室だけが政府からはなれて独立の経済をいとなむにいたつた経路の中に、明治政府の天皇觀（むしろ自由民権運動の経験にかんがみた利用と？思われさえする）をうかがい得るのである。

これをさらにくわしく見れば、明治二年（一八六九年）の宮内省は、宮廷に属する一切の経費を支弁したが、官吏の俸給や旅費は大蔵省の手によつてまかなわれた。この段階は、幕末のそれとひとしく、皇室費は、幕末の支給高を明治初期の物価に相当せしめ、換算して支給するにすぎなかつた（同書）。それが、廢藩置県の明治四年（一八七一年）にいたつてもそのまま続き、明治五年（一八七二年）十月にいたつて、はじめ宮内省は、官吏の俸給旅費等まで、常額としてとりあつかうことになり（天皇制の確立）、六年（一八七三年）七月（このときが地租改正と称する日本型土地改革の行われた年であることを銘記）にいたつて、政府は皇族家の常給額をさだめ、定額を増加した（同書）。このことだけについていえば、日本の天皇自身は、地主の推移と相似たるものがあつたといえるであろう。

同時に、天皇政権の立場からみたとき、天皇は徳川將軍以上の経済的実力を有したことになるのである。大政奉還の段階では一物も手にしていない。二ヶ月後のクーデターによつて三職制天皇機構を樹立しても一物も手に入らぬ。すべての費用は雄藩の手弁当である。しかし、年もおしつまつた十二月二十五日の江戸薩摩屋敷の襲撃の日（幕府はお膝元の兵をくり出し、フランス砲兵大尉ブリューネは砲戦の指揮をとつ

て、はじめて朝幕の間に武力闘争が行われた日である)に、はじめて朝廷の金穀出納所から急使が三井組名代三井三郎のもとへ飛んで「出納所御用」を仰せつけられた。ここにも天下りがある。文にいわく、

今般幕府は大政を奉還し、直ちに大阪城に引上げたるにつき、天下の政事はすべて朝廷より仰出さるべきはもちろんの儀に候えども、未だ幕府より会計方の引渡しなければ、畏れ多くも一金の御貯えなき姿にて、何分にも御手落の御儀なり。依りて金穀出納所をおかれ、金穀拠集方尽力中に候ところ、方今の形勢より察するに、朝幕の間何時兵端をひらくべきやも測りがたく、諸経費及び軍資金の支出に差支うるの懸念なきに非ず。その組織は年来輦下に居住し、往昔より禁裏御両替相勤め來たり候儀につき、更に金穀出納御用達申しつけ候、この場合を恐察し奉り、いそぎ勤王一途に尽力すべし。」

(『三井家奉公事歴』)

ここで一千両即時献金したのが、朝廷經濟にたいする公式のプラスといえよう。朝廷經濟はまず商人高利貸資本によつて支持されはじめたかたちである。そしてここでも「一金の御貯えなき姿」といつている。次の江戸城攻撃のためには、さらに範囲が拡大されて、一月十五日には三井組、小野組、島田組が、出納所(朝廷の大蔵省)により出されて「一万両即今調達」を命ぜられたのを機として、三井組の手代が出納所事務取扱を命ぜられた。大土地領有者と朝廷とによつて構成されていた新政府に、はだかの前期資本的なものが参加したのである。これは画期的事実であろう。この月二十一日、尾張の由利公正らの案によって、貢租を抵当とした三百万両の内国債を募ろうとし、三井組を筆頭とした富豪(豪農・豪商)を集めて、「勤王すれば一家も安全」と説きさとし、京阪地方の富豪全部に出金を依頼した。土地の貨幣化第一

歩であろう。翌日「京都並びに近在荒増名前書一冊」「大阪荒増名前書、附摂州一冊」「江州荒増名前書、附勢州一冊」の三冊の帳簿が作成された。近畿地方の大坂、京都、江州、伊勢等の流通過程に寄生する豪商、摂津、河内、和泉地方のマニュ的生産を買占めし、問屋する豪農、豪商がまず動員されたのだ。土地と資本の交互的な力が、天皇の軍の経済的背景となりかけている絶対王政の経済的基盤がしだいに形成されてゆく。

慶応四年（明治元年（一九六八年）五月二十四日、江戸平定のための彰義隊戦争が終ったところで（薩摩の西郷隆盛型のふるい戦い方が揚棄されて、長州の大村益次郎型の新しい戦い方がこのときから採用された）いわゆる八百万石の大土地領有者徳川家は、駿府七十万石にけずられて、あとは朝廷領にふりかえられ、府県とされた。天領から朝廷領へ、そして第三の東北戦争の結果は、戦敗藩の会津二十八万石の領土は完全没収（のち松平容大に三万石）、仙台は六十二万石から二十八万石に、長岡は七万四千石から二万四千石に、その他それぞれに削封され「会計会知事中御門経之議を建て、曰く奥羽諸藩削封の土地凡そ百五十万石あり」（『岩倉公実記』中巻）とする所領は朝廷領にくり入れられたわけである。天皇は朝廷の頭部として一躍徳川氏以上の大土地領有者に転換したわけである。明治二年（一八六九年）五月の「歳入歳出」を見ると、歳入は「凡総高七百九十二万五千石余（此免凡二分五厘にして米百九十八万千三百五十石余）」としてある。いまこのときの歳出を見ることによって明治二年（一八六九年）の政治の重点がどこにあったかを見るとともに、天皇の生活の程度をもはかることとする。

一 禁中、皇太后、皇后

凡現米十五万石
凡現米三万石

跋 天皇はどこへ

歴史と伝統は尊重されなければならぬ。これをからんじ、これを無視した国民は、みずからを忘れたものとしてかならず罰せられるであろう。同時に、この歴史とこの伝統とが、いかなる土地に、いつ、いかにして発生し生長したものであるかを反省することは、より大切なことと思われる。歴史と伝統はある程度血肉としてわれわれの身についており、本能の「ことくぶるまわせる」にたいして、これを反省することは、事象をつきはなし、客観としてこれを検討する知識と勇気とを必要とするからである。

存在するものは、存在する必然を有したから存在するのである。問題は、その存在しえた条件がいかなるものであるか、存在にあたいするかどうかの価値判断に移つてくる。天皇の存在は主として日本の地政学的なものにかかるており、この地政学的条件が人間としての（これがはなはだ問題だが）成長に適したか否か、発展の好条件であつたか否かにつながりをもつのである。日本の停滞が、あわただしく中国の先進性を模倣せざるを得ず、さらに徳川の鎖国的停滞が（これも地政学的結果だが）これに拍車をかけて、日本は欧米の文物を足ばやにおいかけてきた。東洋と西洋。ここにも大きな問題があるが、とにかく東洋

的であつてはみずから住む土地が侵略され、滅亡にさらされるという至上命令のもとに、歐米を模倣し、これをおいかけざるを得ないという価値以上の問題もある。侵略するものより侵略されるものが賢者であるという場合もありうるが、とにかく滅亡はつらいことである。

さらにこうも考えられる。東洋の人間造型（これにもさまざまの型があるが）と西洋の人間造型との比較を考えたとき、その型の優劣はとにかくとして、少なくも西洋型においては人間の解放の戦いを戦いぬいた点において東洋の比ではなく、そこに研究と練磨がつみかさねられている。それだけに上層と下層の人間の差が比較的少なく、下層のものも人間的解放戦を戦うことによつて、より人間（人間はどこへ行くかは別として）らしさを獲得したといえるであろう。政治的に、経済的に、文化的に、つまり人間的に。かく見てきたとき、天皇と、これを契機とした天皇制の存在というものは、歴史的にみいろいろの問題をなげかける。古代的デスボットが眞にデスボットとしての使命を完了したとしたら、当然とこれはほろぶべき運命にあるものである。「四時の序、功成るものは去る」べきである。もし去らないとしたら、これはどこかに自然の条件をまげるにかが存在したためであろう。それはまた中世の正常なる発達をさまたげる条件をも生みだすであろう。この二つながらを完全に遂行させぬものが、地政学的なものと大きくつながることはすでに述べた通りである。

日本に革命らしいものがなかつた「一つ」の理由は、この古代的なものがいまなお存在しているからである。天皇がおつたから日本に革命がなかつたと天皇を賛美する史家は、この点をついたのである。しかし革命とはなんぞや。これはまずい比喩ではあるが、一種の陣痛の苦しみにたとえられようか。健康に成長した一つの時代が「功成つて去る」うめきであると同時に、新しき時代が登場する雄叫びでもあるのだ。健康な父から生れた健康な子がたくましく成長して、父の家を去つて独立する姿にもたとえられよ

うか。たとえ話のついでに、もう少したとえさせてもらえば、日本という樹木は、亭々たる成長をとげた大木が実を散じて、その実が若木となりやがて育ちあがるかわりに、その老木のどこかから新芽をだしてもう一度若返つている感じがするのである。樹にたとえたついでにいえば、その老大木があまりに枝をひろげすぎるために、下草の木が育ち切れずといじけ切つているのにもたとえられようか。

だから、革命はひとり民衆の成長をうながすだけでなく、支配者をも幸福（つまり自然に即させる）にする。まずい動きをしてギロチンにかけられたりしては困るが、「四時の序」を知つて去れば、こうした悲劇は絶対にうまれない。いわんや日本においてをや。なぜ幸福にするというか。天皇の祖先なる古代デスピットは、その時代としては一応当然のあり方としてデスピットらしくふるまう快感を感じえたと思われるし、史実にみてこれはうなづける。だが、中世の、とくに近代の天皇というものは「夏のどてら」のようになんという鬱陶しい存在であろうか。人間らしい生活をするには神様すぎるし、神様らしい生活をするには時代は近代すぎる。古代のごとく妻妾百余を侍らせようとすれば、近代の倫理観がこれを許さない。しかも、一夫一婦、御子たちとは、神さまであるから別に住まねばならないとしたら、家庭生活一つにみても、これは不自然ではあるまいか。

政治にしても同様であろう。すべては他人の膳立てをしたものに、判をおすだけである。会いたくないものにも会見せねばならぬ、たまたま天皇機関説のごとき自分自身の問題にたいしても、機関説が賛成であつてもこれを口外することは許されない（「岡田啓介秘話」『毎日新聞』）。たまに思い切つて、東条を首相にするなどとはり切つても天皇自身の知識では天下の大勢が十分にわからず、またわからぬように「帝王学」というもので教えてある。だから、東条を推薦したのは近衛文麿の知慧であろうなどと、天皇個人の力を一つもみとめてくれないのである。何でもできるように憲法を規定していながら、なんにもできな

いというのが天皇の政治生活である。かつて明治天皇は、伊藤博文が任にたえずして首相を辞任しようとしたとき、「朕は辞職ができない」となげかれたことは、人の知るところである。こんな形式だけの仕事をやり続けて、一生辞職ができぬという生活。なんとこれは鬱陶しい限りではないか。

経済生活においてもまたしかりである。厖大な皇室費を擁しているからといって、それが勝手になる余地はきわめてとぼしく、これも万事すえ膳を食うより外に方法がない。文化的な面でも、与えられた書よりは読みえず、人間的、世間的なものとは遮断されてしまうから、科学者の方へでも興味をもつ以外方法があるまい。すこし前までは、新聞さえ切抜いたものを与えられたという。刑務所同様である。人間らしくなりえようはずはないではないか。自分の手で食わず、人の書類に判をおし、民衆が祝祭日といつて行楽をたのしむ日に祭事まで負わされている天皇は、威儀をただし、いかめしい古風な衣装で神と対面しておられる。調べて見たら、戦争当時のせわしい中でさえ大小五十余のまつりを一年間にとりおこなわねばならぬという仕事が天皇に課されていたのだ。

誰しもなにかの形で自由が束縛されており、それが勤労者ほど多いことも知られている。しかし、日本で近代の天皇ほど不自由であった人はあるまい。天皇業以外の仕事につかれえず、——それが、連綿と子々孫々へまで続くのだ——千代田城から出る自由がさまたげられ、一歩そとへ出れば、警官の垣根ごとにしか人の世が見えず、たまにあつた人は、恐縮するばかりで、腹をうちあけてつきあつてくれない。この不自然さは、もしかしたら、夫婦、親子の間にまでおよんでいるのではあるまいか。家族は別としても、すべての人は人間らしく応対はせず、早く天皇の前をさがりたい気が一杯でかしこまり切つていていたら、天皇の人間味は目くらになるか、すすり泣きをするであろう。万民を赤子とよびつつ、誰をも相手にできないというわびしさは、普通の人なら孤独地獄におちいりそうである。そして、誰かのしいてくれた

レールだけを有るて行く生活。つまり、万能を与えてゐるかにみえてすべての自我を失わねばならぬ生活。これが天皇の生活ではあるまいか。もつとも、われわれ風情のうかがい知らぬ楽天地がおのずからにして存在するのであらうが、あつたとしても、それは不自然な、非人間的なものであることは想像にかたくないようである。

筆者はときどき空想するのである。天皇一家の職業をいくつか選定する（選定しない方がもつとよいが、過渡的である）。伊勢神宮の神官、これは新井白石以来の懸案であるが、ちとさびしそう。しかし、これもよからう。博物館の館長、これもよい。国立図書館長。新しく生れるはずの水族館長。もつと考えたらまだあるだろう。千代田城は国立公園にして、紀念物的に今の状態を失わぬようにしておいて、天皇一家の住居は、青山御所あたりにかなり堂々たる建物をたてて引越ししてもらう。気やすく庶民ともつきあつて、ストリップ・ショーとまではいわぬが、いい音楽会や映画にはプラリと行く（その前に、一度国民にたいし、すまなかつたといつてもらいたい。天皇の責任としてである。天皇が戦争に責任なしとするのはよくもののわからぬ人か、これを利用しようとする輩である。あの戦争の実態を知り、大元帥であつた天皇に責任がなかつたら、おかしな話である）。天皇一家はなるべく政治に関係しない。政治しそぎた「天皇の系譜」への反逆であると同時に、天皇制的なものを利用する徒にたいして、先手をうつためでもあつた。それでも歴史と伝統がものをいつて、みんなはちやほやするであらうが、これは内輪にうけておく。つまり「象徴」といふべきものや「認証」という他人の作ったものに判をおす無意味な生活からぬけだして、よき代表的市民としての生活に入つてもらいたいのである。

過去の「天皇」という幽靈から解放されることである。天皇から人間への解放。それがまた日本の解放の根本義をなすものであるとしたら、なんという偉大な解放であらうか。古代的デスポット的なものが近

代に存在するというこの不合理が、万能を与えられて、なに一つ自由にできぬ矛盾を生みだしたのだ。天皇の「人間性」は、今なおこの矛盾の中ですすり泣いているのではあるまいか。

近代軍隊の創出

序 立派な軍隊とは

立派な軍隊とは、いかなるものであろうか。軍隊そのものの存在価値は、ここでは深く追及しないことにしよう。本来軍隊を必要とする社会というものは、あまりのぞましいものではないからである。「兵は凶器なり」とは昔からいわれている。しかし、やむをえずして存在するとしたら、存在する軍隊にはおのずからなる差等が生じてくる。この立場で、立派な軍隊という言葉もありえてよろしかろうと考えられる。

第一は、軍隊の中心となる人間の問題、すなわち主体のあり方である。歴史的にみて、いついかなる国に属する軍隊でも、その主体が解放された立場、身分、階級に属するものほど、軍隊としての使命を十二分に達成しうるのである。近代以後にだけついてみても、フランス革命後のナポレオンの軍隊、独立革命後のアメリカの軍隊、ロシア革命後のソ連の軍隊、近くは帝国主義と蒋介石から解放された中国の軍隊、これはまさに立派であり、また立派であった。解放されて、また新しい階級がうまれてくることによつてフランスの軍隊が弱まってきたことのみても、新しい階級のうまれる余地のないほどに解放された軍隊がありとしたら、これの立派さはもっと長続きするであろうし、極端にいって、永遠に立派であるかもしれな

い。永遠に立派な軍隊がありとしたら、これはいわゆる軍隊というものの範疇をつきぬけて、軍隊でない軍隊となるかも知れない。同時に、解放の度のとぼしい軍隊は、やむをえざる行動者として、一個の人間機械としてのみ動き、命令のとまつた瞬間に静止してしまうであろう。主体を喪失しているからである。

これと関連する第二の問題は、なんのために戦うかの理想をもつことである。解放されたものは、旧時代から新時代へ前進するものである。前進はさらに新たに前進のテコである。理想とはこうしたものである。前進するものは前進せざるものでも前進させようとする意欲に燃えたつてある。つまり理想の波及をのぞむものである。そのための戦いに身をこがしている軍隊は、一人一人が一個の指導者であり、犠牲者でもある。身をこがしつつ進む集団——軍隊が、おのずからにして強く、勇ましく、人間的でありうるであろう。人間を解放し、人間を幸福にするための戦い、十字軍や島原の乱の人々の戦いぶりの中にこれが見いだされるが、これはあまりに宗教的でありすぎた。これが科学的に、歴史的に、人間を幸福にするための戦いの場合は、宗教的であるよりも、全人間的である点でその方向が正しく、その影響力は、人間の一面たる宗教的な狭さから脱却しているだけに、全的に影響をあたえるであろう。これはまた広さにおいても言いうる。幕末のお家騒動も、一種の解放と理想をもちえたかも知れないが、その範囲がせまいだけに、人間的弱点であるところの嫉妬、利己心等がからまりあつて陰惨である。大久保利通にしても、西郷隆盛にしても、薩摩のお家騒動の渦中にうごめいているよりも、幕府打倒の戦いの方がどんなにはればれと気もちよかつたことか。つまり、理想の枠がひろめられたからである。人間の一部分の理想よりは全人間的に、舞台は一家、一藩よりは全国的に、全国的によりは全人類的に理想がひろめられたとき、理想は完全にその人をとらえてはなきないであろう。

第三。それは訓練である。訓練とは、主体としての軍隊人と、これの使用する、或いは使用される武器

とをむすびつけて、これを最高度に効力あらしめようとする操作である。とくに主体そのものへの働きかけである。これにも肉体と精神の区別があり、それの相関がある。軍隊として適切な肉体の作りあげ、それは必ずしも人間本来の発育成長と同調しない場合もありうる。同時に、一個の人間としての存在としてよりも、軍隊としてのマスにとけこみうるごとき肉体の整調を目的とする場合が多い。この場合、解放されたる主体をもつ軍隊は、積極的にこの訓練を理解し、これと同調しうる点において常に積極的でありうるし、反対に、解放されざる主体は万事において消極的であり、しばしば機械人形的に、強請的にさえ動くこととなる。強請はしばしばむちと棒を伴いやすく、それだけにこの軍隊としてのマスの動きは機械のそれのごとく整頓され、強固にさえ見える。プロイセン型、ドイツ型のそれはこの典型であり、これをまねた帝政ロシア、日本などはこれをまねてその形式だけの面ではドイツにまさるものといえる。万事が規律であり、規律からはみだしたもののは、一個の不具者のごとくむちを加えられる。

これは、精神的な訓練において一層明らかである。天下りの、かたよった目標を固執して、これにすがりつくることを至上命令とする訓練は、盲目的であると同時に宗教的であり、一見はなはだし威力を發揮するかに見えるが、その規範がせまく、ドグマ的であるために、応用問題をとく力を喪失し、個としての動きの場合は、主体性を失う危険が十分にありうる。たとえば、上官の命令のままに動く場合は強力なマスであったものが、隊列が崩れ、少數のグループ或いは個人としてとり残された場合は、一個の機械のごとく、その行動の自主性を見うしなってしまがごときである。さらに、精神的訓練がかたよった場合、なんのために戦うかの目標がせまいために勝敗にのみ拘泥して、勝つための手段を選ばぬ行為となり、それだけに、一度敗れた場合には全人間的に脱落し、捕えられる代りに死を選ぶことにもなりうるのである。

第四は武器。これは多言を要しないであろう。銃砲の前には剣や盾はその武器的な価値を失つてしまふし、原子爆弾の前には銃砲はほとんど無意味である。ただ、いかなる優秀な武器も、これを操作するための科学的知識がとぼしい場合はその武器は価値を半減するし、同じ知識をもつたとしても、この武器を操縦する訓練の不十分なときは、これまた不十分な効果しか發揮しないであろう。

要するに、解放されたる主体と、新時代への理想と、訓練と、武器とをよき軍隊の必須条件とするものであり、その他さまざまの条件が必要とされるであろうが、とくに、解放されたる主体を立派なる軍隊の最大の条件とする私は、この立場を立場として、私の近代日本の軍隊をつづることにする。これは、軍隊を構成する職業軍人と召集軍人のいづれにもあてはまる条件である。

農兵隊的なものから御親兵的なものへ

上層庶民の半解放

織田豊臣政権による全国的統一と南蛮貿易の振興によって、貨幣経済の浸透がいちじるしくなったため、日本もようやく農村分解のきざしを見せはじめたが、徳川政権による鎖国、兵農分離の徹底、田畠永久代賣買の禁止、田畠質入の制限、分地の制限を強行したため、この時代の前半は農村の分解はほとんど見られなかつた。しかし人口の増殖と生活の向上、とくに參觀交代を中心とする各藩の冗費と奢侈は窮乏を生み、その対策としての新地開墾、生活補助として家内手工業の発展とその商品化、都市の発展と交通の発達等は、商人高利貸資本の活躍とあいまつて、新法停止の枠をふみやぶつて、しだいに農村の分解を助长して行つた。

八代將軍吉宗による外書の禁解除は、殖産政策からうまれたやむをえざる手段といえる。田沼時代の大がかりの開墾と蝦夷対策、そして水野忠邦の国内改革と、これまでもやもやとしていた外警が、アヘン戦

争として先輩国中国の上に実現したための衝撃も伴つて、内憂外患がこもごもいたるものとして、この段階はまさに幕末期に突入したものとして理解される。そのため、幕府の統制も勢いゆるみ、殖産のためのやむをえざる結果として、資本の活躍をみとめ、この線にそつて農村の分解、都市の繁栄を見、富農、富商の続出を見るに至つた。とはいへ、幕藩権力とその機構は依然としてゆるがず、さらに商業高利貸資本の影響もあって、独立自営的農民としての自立、それに伴う産業資本の芽はつみとられ、いきさか成長しえたものも、権力と寄生的資本の操作によつて、いざれも藩營的な枠の中におしこめられるにいたつた。成長するとは枠をかけられ、成長するとは枠をかけられるくりかえしが、幕末における産業資本的な芽の運命であつたといえる。それはまた、富商、富農が成長する段階で、幕藩機構の末端としての庄屋、名主となり、御用商人となり、幕藩の殖産的顧問格として、苗字帶刀、時には家禄を与えて武士に昇格して行く人事とも共通するものといえる。

しかし、この枠の中の限りでは、富農、富商はかなりの解放をとげえたといえる。明治六年（一八七三年）の地租改正までに、すでにはぼ三分の一の土地が地主的な所有に移行していたという農村分解は、主として幕末維新を通じての農村の変化とみられ、この分解が、枠つきの解放であつたとしても、一種の解放とはいえる。その代り、この枠のために、この解放された人々は、農村一般の、農民一般の解放をこいねがうことをせずに、みずからを支配機構の一部として、いわば武士に成り上ることを念願とする立身出世の形でみずからを固定しようとするのである。枠をふみやぶろうとせずに、枠の中の一部に成り上ろうとする努力、ここに幕末の農兵隊のあり方が存在する。幕末維新の農兵の、少なくも明治元年（一八六八年）ころまでの農兵の夢はここにあり、枠づき解放の中の人々の当然な立場ともいえるし、またこれにこたえて幕藩がこれを利用したものともいえる。つまり、解放されざる一般農民が、一般都市民が、百姓一揆、打毀

しの対象としたこの階層の人々が農兵の主体として活躍したということである。もちろん、かれらも農民一般の一部として武士的支配階級に対立する面もあるが、梓の中での解放というマイナスが、かれらをより支配階級に近づけ、近づけることによつて、より支配的になり、支配階級じたいに出世しようとするのである。ここに明治維新が革命になりえなかつた大きな原因が伏在する。

同時に、この積極的立身型にたいして、消極的自衛型のものも存在する。つまり、国破れて山河のみ残るのを憂えて、みずから資産を守り、藩主を守り、とくに農村が戦場になることを恐れて、庄屋、名主が中心となつて民兵を作り、自衛するのである。この人々も、資金と、戦う気力と、小作的な部下をもたらぬ限り、民兵は作られぬはずであり、これを敢えてしるまではかれらは解放されていたことは事実である。この場合の軍資金は藩とは関係なく、自前であり、成功したあかつきに若干の賞与金が出る程度である。武器などは藩からの貸出しが行なわれたのであり、中にはみずからの手であがなつたものもある。

第三は、もつとも消極的なものとして「上からの召集」の形をとる。この場合も、名主、庄屋を中心とし、体力のすぐれたものが選ばれ、軍資金は主として村その他からの出費によつてまかなわれる。要は幕府或いは各藩が、人的に、財的に資源を喪失して、これを農民にもとめた際に、この梓づき解放された人々が、これにこたえたかたちで立ちあがつたのであり、この点では前のものと共通性をもつといえる。同時に、この三つの型はいずれも相互に関連しており、純粹に一つの型でうちだされたものではないといふともたしかである。

文久二年（一八六二年）の兵賦令は、旗本、御家人にたいし、老中水野和泉守の名で「兵賦令」を発し、「昇平の流弊にて平生の冗費も少なからず、非常の嗜も行届き難き向も有之」（これある）ので、その領地から五百石一人、千石三人、三千石十人の割で、十七歳以上四十五歳までの壯健なものを選び出させる。五百石以下の知行取、端高、藏米取、足高の人々は兵賦の代りに金納させる。ただし当分は触面の半数でよく、五百石以下は指令あるまでそのままということであった。一種の徵兵令ともいいうべきものであろう。これが三年後の慶応元年（一八六五年）にはさらに拡大して幕府直領地、その翌年には譜代大名にまでも行われることとなつた。長州征伐がきっかけである。直領地へは「三兵残らず御進発」で、「御府内御備向御手薄」というのが名分であった。千石につき兵賦一人、千石以下の村方はもよりの村と組合せである。（これなく）譜代の方は千石につき一人半。「此度御変革、諸般御一新」「各家相当の銃隊御軍役相勤め」「西洋銃陣法に無之ては御実備相成り難く相成候につき」というのである。さらにこの中に、「兵賦の儀、各家領内農民中、身元たしかなる二、三男厄介、すべて年齢十七歳より四十歳以下、身体強壮の人物相選み、五ヶ年季交代の見込を以て差出申すべき事。」の文字が加わっている。身元たしかなるものとは、庄屋、名主級の庶民上層部をさすものであることはもちろんであり、長州奇兵隊に対応する身分層のものと考うべきであろう。なお我が国は四面環海の地勢であるから、海軍専一に拡張すべきはもちろんであるが、御三家をはじめ沿海の諸侯は、海軍の賦を出し、山境の諸侯は陸軍と組合せて仰付けらるべきであり、海陸すべて千石に三人として、一人半を海軍の賦にあて、金納仰せ付けられ、一人半は正人員を差出させ、陸軍の常備兵は、御料所並びに旗本の兵賦或いは市兵（注、農兵にたいする市兵である）一朝有事に當り、諸侯にたいし、五万石銃卒三百人、十万石同じく五百人、大砲半座、二十万石は同千二百人、大砲一座の割に「募兵仰せ付け」らるべしと命じている。

御親兵前後

新しい出発と混乱

土佐海援隊の約規によると「凡そ等しく本藩を脱する者及び他藩を脱する者、海外の志ある者皆にこの隊に入る。運輸射利、開拓投機、本藩の応援をなすを以て主とす」とのべているごとく、藩籍をはなれつゝも土佐藩の別働隊たることを自任し、一方において海による殖産を主とすることをうたつてゐる。しかし、「国を開くの道は、戦するものは戦い、修行する者は修業し、商法は商法で名々かえりみずやらねばならず」というのが、主眼であつた。総員約五十。隊士以下水火夫の中、土佐十二人、越前六人、越後一人、水戸、紀伊各一人。紀伊出身者はのちの陸奥宗光である。このグループの中から生れたのがいわゆる「舟中八策」といわれる明治維新の政治綱領である。すなわち、土佐派の対立する勢力の幹部としての後藤象二郎と坂本竜馬が、長崎から兵庫までのつた夕顔丸の舟の中で、時勢救済策としてとりあげられた八ヶ条であり、その第六義に「陸海軍局」とあり、第七義に「親兵」とある。これが修正され、「海軍宜しく拡張

すべき事」となり「御親兵を置き京都を守衛せしむべき事」となり、さらに修正されて政権奉還の建白別書においては「海陸軍は一大至要とす、軍局を京摠の間に築造し、朝廷守護の親兵とし、世界に比類なき兵隊とせんことを要す」と発展するのである。

これを大政奉還後の新綱領と見、倒幕派の先端的意見とすれば、その一月後の慶應三年（一八六七年）十一月に幕府派の新官僚西周が列藩會議の議題腹案として記したものは「一、兵馬船艦の權は、公儀御領は御領限り、諸大名封境内は境内限り、自国防禦のため入用だけの數を備え候事、主の勝手たるべき事」としてある。公儀御領は御領限りで、他藩へは支配力を加えぬこと、つまり幕府もまじえて各藩は対等に天皇治下に武力を養うことを規定したのである。ただし「これは當時の所、擾動無之様今までの通りにて済置き、数年の後時運漸く定まり候て統轄の策有之度事」という漸進的意見が附加されている。

これがやがて明治元年（一八六年）二月伏見・鳥羽役の後に各藩から交代で御親兵をおくべしとする達成となり、まず長州藩の隊を基幹とし、これに郷兵及び諸藩の浪人が加わって京都に屯在し、朝廷直属の軍隊としたが、これは貧しいものであつた。その年閏四月二十日軍防事務局が軍務官とかわった段階で軍務官判事大村益次郎の下で（軍務官知事は彰仁親王）陸軍編成法をさだめ、各藩から兵をとり、国軍を編成することとした。それは各藩から石高一万石について兵十人、但し当分は三人ずつを出して京都と畿内の要路の地を警備させ、別に一万石について兵員五十人を出してその地方の備えとすることとし、四十八人以上のものはその中から指揮官を出させ、また一万石について金三百両を年三度に上納して兵員の給料にあてるという案であつたが、これは机上案として実現を見ないで解消した。

ここで特記すべきことは、この机上案は、机上案であるとしても、薩長の藩兵を失望せしめるに十分であつた。安政（一八五四—一六〇年）以来、とくに文久（一八六一—六四年）以後の変革を、身をもつて担当したもの

は、少なくも薩長二藩が主動力であり、下級武士と上層庶民（農兵市兵の名でよばれる）を主体としたことは事実である。この実力をみとめる以上、プロイセン軍が新興ドイツの軍隊の中心となつたごとく、薩長が中心となつて当然であろう。しかも、上層庶民の力が同伴者的立場にいたとしたら、一層にこれは当然である。しかし薩長の変革のスローガンは終始一貫「尊王攘夷」であった。日本の特殊性として、代々の権力者が好んで用いた「天皇利用」をかれらもまた利用し、「勤王討幕」に躍進したのであった。もし天皇を利用せずして、薩摩藩主か長州藩主が日本の先進地域たる西南諸侯の指導藩として全国を平定したとしたら、これはプロイセンたりえたであろう。とはいへ、尊王が勤王となり、伏見・鳥羽の戦に「錦の御旗」（それがいかにいかさまの経過をとったとしても）が具体性をもつて現れた途端に、敵は意氣銷沈し、味方は勢いづいたとしたら、この歴史的伝統的なものは軽視しえないのである。利用したくなるであろう。「幼冲の天子をさしはさんで天下に号令せんとする薩長」として、幕府派は薩長を攻撃するのであるが、その幕府派といえども、数年前には勅を奉じて征長を敢行している以上、これは当然のはねつかえりである。そのかわり、天皇を利用した部分だけ薩長はいま「負債」としてこれを返却せねばならない。それは「王政復古」という負債になつてのしかかっている。プロイセンにはなれないのである。王政とあれば、実質的にはとにかく、形式的にも各藩平等であらねばなるまい。

さらには大村としては、その出身階層と洋学者としての知識によつて、将来の日本の軍隊は四民平等の上に立つべきことを見通している。いわんや庶民の活躍は、変革を通じて十分に發揮されているとしたら、この階層のためにも、全国の平均化はおのずからなる順序といわねばなるまい。ここに「高一万石に付き、兵員十人、当分の内三人」という平均化が規定されざるをえない。同時に、これが薩長にとって不満であつたことも事実である。後年山県の「べた」とく「然るに当初薩長土諸藩の兵を以て中央政府の兵力を

編成するの規制なりしにかかわらず、薩長二藩は、當時太政官の役割に平らかならずとなし、その兵を挙げて帰藩し」（『明治憲政經濟史論』）という結果をみたのである。とくに長州の大村によつて計画されたものであるだけに、薩長の対立も伴つて西郷を首領とする薩摩の兵はより不満であつた。一にぎりの諸藩の兵と農兵的なものだけが当時の東京に居残つたにすぎない。この空虚の中にいて、大村の新軍隊の創設は一段と理想的となり、こうした空氣への対策として、軍の根拠地を京都にもとめようとしたといえる。

この年十月十七日に、兵庫県知事伊藤博文が、征討部隊のすべてをそのまま編成して新軍隊の基礎としようとしたのは、このためである。曰く「故にこの機会に乘じ、北伐の兵を以て改めて朝廷の常備兵となし、総督、參謀以下皆至当の爵位を与え、これに兵を司らしめ、歐洲各国の利を折衷し、以て我が兵制を改革し、朝廷親しくこれを統御せば、以て内は不逞を制し、外は万国に対して恥なかるべし。ここにおいてか始めて文武の二権天子に歸し、國威を皇張し、復古の勢、全く成るべし」と建言した。

これは一つの見識であろう。大政奉還という形式的な権力移動を、一月三日にはじまり十月に一応完了した内戦的武力行動によつて実質的な権力移動にまでかえていつた主体は、この兵力であつた。それはすでにみたごとき武士と農兵、武士と市兵とのからみあいの上で編成されているとしたら、パーセンテージはとにかくとして、一応武士ならぬ階級もふくむところの変革軍（革命軍に非ず）であることは疑いない。

しかし、伊藤のいう「北伐の兵」とは、この綜合ではなくて、たとえば越後の北辰隊、金革隊、居之隊のごとき農兵は、戦乱のおさまった途端に帰属すべき場所を失つてしまい、もしこれを藩別に分類するとしたら、分断されてその本質を失つてしまふものが多いのである。現に正氣隊のごとく金一封で解散されてしまうものもあり、もしふみとどまるとしたら、農民としての常職を捨ててしまわねばならぬといった矛盾もある。もし強いて兵としてとどまりたいとする居之隊以下のものがあるとすれば、これは農兵オン

リ一として特別扱いとなり、第三遊軍隊的な存在とならざるをえないことになる。身分別、階級別をそのままにした「北伐の兵」では、結局西周のいうごとき現状維持という結論におちつかざるをえないであろう。しかし、統一をするとしたら、この機会が転換の一つの好機であつたことはみのがしえない。そのかわり、農兵、市兵をとわず、その戦績に応じて上位にひきあげる勇気がなければならぬ。さらに問題は、いわゆる官軍藩と賊軍藩、官賊両藩を通じての藩内の内部対立、つまり官軍藩中の保守派と賊軍藩中の進歩派との対立、雄藩と非雄藩、大藩と小藩、その他さまざまの対立が混沌としているのである。一例を『曾我祐準翁自叙伝』に見ると、

明治元年（一八六八年）十二月帰京して……重なる事務は藩兵の進退、地方動静に關すること等である。或る日佐賀藩の末藩に藩兵出動につき公用人を召し出しの達しをした処が、佐賀藩から本藩経由に非ざれば実行が出来能わぬと申出た。吾々同僚は、末藩であるうがいやしくも従五位何之守とある以上は朝臣である。朝命が下るに何の不都合あるべきと取合わなかつた。すると佐賀出身の参与で、臨時に軍務官判事を兼ねている人が、佐賀の末藩は本藩三十六万石の内であるというて承知されぬ。吾々も承服せぬ。木戸参与がこれを聞かれて余を別室に引き、君方の論が正当である、長州の三十六万石でも同様である、且つ試みに思え、後來大名は増大せしむべきか削小すべきかと云われた。吾々はこれに氣を負うて益々前論を守持した末、遂に中折れとなり、本末双方の公用人列席で申達したのも、随分妙であつた。

佐賀藩といえば、比較的に近代的である点で、薩長土肥の一翼として明治政府の主柱となりえた藩であ

徵兵令前後

フランス式とイギリス式

幕末日本が、アメリカに開港を強いられ、ロシアに開港をもとめられつつも、結局アメリカによつて三分の一植民地的条約をおしつけられたのも、当時の地域的、国際情勢によるところが多いが、維新前後の日本指導がイギリスと、フランスによつて行われたのもまた当時の国際情勢によるものであつた。しかし、ここではこの問題に深入りする必要はなかろう。ただ維新前後の日本が、幕府派がフランスに依存し、天皇派がイギリスに依頼するところが多かつたことによつて、軍制そのものまで、国家的性格のことなるこの国の模倣をせざるをえなかつたことだけを記すにとどめよう。とくにフランス式が中心になつたことにはかえりみて、明治新政府の政策というものが、いかに幕末の幕府政治をそのままにうけついだものであり、それだけにこの変革が革命と距離の遠いものであつたかということが、この軍制一つにみても明らかである。

幕府は文久二年（一八六二年）の天下大いに乱れんとするに際し、フランス式を採用し、陸軍奉行をおき、歩兵、砲兵、騎兵の三兵制をしき、三年後の慶応二年（一八六六年）にはフランスからシャノワーヌその他の将校十余名をまねいたのであるが、この際にナポレオン三世はこの外に野砲、山砲、シャスボーン銃等を幕府におくり、また横須賀造船所もフランス人の手で經營された。その後の幕府の兵制はいよいよフランス模倣の傾向を強めたのであつた。同時に、すでにみたごとく、薩長支持のイギリス式も多く、オランダ式も相当の数に達している。しからば指導藩長州は？ その主軸たる大村は元来蘭学から入つたものであり、征長戦当時の大村は、その門下生である後の子爵曾我祐準にいわせると「先生翻訳の兵家須知戦闘術門という本がありますが、これはオランダ書でありまして——元はドイツの翻訳でしよう。これは幕府の頃に翻訳ができたと思ひます。これを長州で木製活字を以て出版されて実践と共に講義の材料とされたそうであります」といわれてみると、ドイツ式であったともいえる。この場合、ドイツ式兵家須知戦闘術門という書が日本に適当であるとするよりも、ヨーロッパの先進的兵法の書の中で、戦闘方法をこれほどくわしく書いた本がほかにはなく、それ以上に大村自身の手にこの書がその時あつたからこれを使用したというかたちで、大村がこの書によつて行動しようとしたとみる方が正しいらしい。あたかも、五ヶ条の誓文を作つてゐる段階で、執筆者福岡孝悌の手もとに、アメリカのブリッジメンの万国地理書の一部訳である『連邦史略』（箕作阮甫訳）があつたために、無条件に三権分立の典型ともいいうべきアメリカの政治制度がみちびき入れられ、それが誓文のあとがきともいいうべき「政体書」の中に堂々と引用されて、「政府高官全部の選挙」という超進歩的政治体制を生みだしたのと相似たるものであらう。

こうみると、大村のフランス式採用というのも、多分に幕末以来の幕府が模倣したところのフランス式そのものを、安易にうけついだのであるうことが理解される。これは、地租改正において、保有を

所有に切りかえながらも、税率と保有のあり方そのものは、幕府当時とほとんどかわらぬままでうけついだのとひとしく、変革そのものの「半端さ」の中から生れるのであろう。同時に、当時ヨーロッパにおいて、ナポレオン以来の精銳の陸軍を擁するといわれた事実に魅力を感じたためであろう。これは海軍をイギリス式にしたのと大同小異である。そして、このまね方の浅はかさと、まにあわせ主義とは、これも日本その後の「模倣」の仕方とあい通ずるものといえよう。この大村型をうけついだものは同じ長州出身の山田顕義らであり、さらに洋行を終つて帰朝した山県有朋も、大村の後輩格の長州出身者であり（長州軍閥のはじまり）としたら、当然とこのコースはそのままに進展するはずである。

しかし問題は、このフランス式、イギリス式という基盤と国格をことにする国の兵制が日本にとり入れられて、それがいかにプラスし、いかにマイナスしたかが問題なのであるが、その前に日本の徴兵制度そのものが、いかなる性格のものであつたろうかを一応検討してみよう。

徴兵令発布の前に二つの前提をかたるのが順序であろう。一つはなぜ明治六年（一八七三年）一月に徴兵令が発せられたか。つまり二年前に一万の三藩御親兵を擁して廃藩置県をすら断行しうる武力をもちながら、なぜこの方法に転じたのであるか。さらにいま一つはフランス式を採用すると布告したが、それはどの程度であつたろうかの二点である。

明治五年（一八七二年）一月八日に、これまで「海陸軍」とよびならわして來た慣例をかえて「陸海軍」とあらためた。これはその五日後に兵部省から太政官への伺いに「海軍と陸軍とはその職がおのずから別であり、局も人も別であるから、兵部省を廢して海軍と陸軍の両省をおきたい」とのべて二省に分離したのであるが、それだけではこれを機に陸海軍と改める必要はなかつたと思われる。もちろん、從来といえども、設備、人員ともに陸軍に重点がおかれており、陸が主であり、海が従であつたが、しかもなお海陸軍

とのべたのは、幕末の軍制改革の出発点は、「攘夷」のためであり、山鹿流兵法師範の吉田松陰の洋行の冒険は、敵にうちかつたために、敵の軍備を直接に研究しようとしたものではあることは、衆知の事実である。つまり、攘夷のための軍制改革であるとしたら、当然とこれは海軍が主であるから、海主陸従であらねばならぬ。ただ、攘夷のための実力不足から生れる幕府の妥協政策をめぐって、これまで地底に渦まいていた政治、経済のあらゆる矛盾がふきだして来、その結果、ついにクーデターと内戦にまで展開したのである。その戊辰の役ですら、幕府の海軍力がすぐれていたために、半年余にわたる内戦の延長を余儀なくされたのである。

その内戦の結果、版籍は奉還され、やがて藩は廃されたが、そのための矛盾は、明治新政府をおし流さんばかりに浪うつて來た。大別してそれは三つの形をとった。一つは、明治維新の動搖の中で、変革派は「世直し」を叫び、農民に助けをもとめ、そのため貢課半減を約束し、解放をおわせながら、しかも内戦一たびおさまるや、農兵、市兵を先頭としたこの農民軍を解散し、藩兵をもってこれにかえ、これまでの約束を不渡りにしたことについする農民一般の大いなる反抗である。明治初年の一揆の量の拡大と質の転換はこのことを意味する。この基盤が地鳴りをしていることは、政府当局も十分にみとめざるをえないのである。二つは、武士の特権の剥奪を目ざした改革にたいする士族派の抗議である。中央政府の、或いは地方政府の官僚として立身しえた分子はとにかくとして、一般的の武士は、旧来の身分と職業を奪われ、形式的にもせよ四民平等の波の中へなげだされたのである。とくに戊辰戦争の参加者においてこの不平が強く、御親兵そのものすら、しばしば徵兵令のよびかけの布達に胆を冷やしているのである。三つは、天皇治下と称しつつ、雄藩、とくに薩長の人々の利己的な権力奪取にたいする他藩の抗議であり、これは薩摩と長州の間においてすら、たがいにヘゲモニーを争つて政治を混乱させ、渋滞させている。

その他さまざまの混乱がこの三つの渦をとりまいて渦まいていたとしたら、薩長的政権の確立はこと容易ではあるまい。この混乱をしずめるための方法としては、徹底的な革命か、武力による弾圧以外に方法はあるまい。徹底的革命は、明治政府を構成する階層の人々としてはとうていなしえないのである。かくかれらは弾圧と懷柔の二つの手段をとろうとした。懷柔とは、庶民にたいする四民平等のかけ声と上層部農民への地租改正。土族にたいしては秩禄公債、金禄公債による代償。とくに上層武士と政府部内にたいしては、天皇の名による統一。そして、弾圧の方法としては軍事的警察的制度の早急な施設。とくに政府的な軍隊と警察との確立であった。国内弾圧を主目的とする軍隊であるとしたら、陸軍がまず第一に必要である。国際的武力は、当時の国際情勢からみて、一応必要としないとしたら、一段と国内弾圧一点ばかりの軍隊で結構であろう。かつて、文久三年（一八六三年）に、攘夷の「えびす」とはあずまえびすのこととなりとして、討幕に切りかえようとした人々が、いまや軍備とは、国際的武力のために非ずして、天皇制藩閥專制政府にあだなすやからのためのものであると認識したのである。徵兵令はこの段階のものであつたと見られるのである。討つものが、いまや討たれるものの立場に立つて、軍備を充実しようとしているのである。私の海陸軍を陸海軍にふりかえる理由が、もしこじつけであると非難する人々でも、この事実だけは否定しえないのである。徵兵令が早急に行なわれざるをえないゆえんはここにある。フランス式でわり切つたのも、ぐずぐずしていられぬ間にあわせであるともいえる。

明治三年（一八七〇年）十月に、陸軍がフランス式に一定した以前から、大村の意見によつてフランスから教師をまねくことが実現させていた。ただ幕府方の軍事指導者として日本にわたつて行ったフランス軍人を、天皇側軍隊が忌避し、伏見鳥羽の戦いの段階でこれを拒み、局外中立のかたちにしたことがあるために、フランスにたいし改めてこれをまねくためには日本外務卿からの釈明と懇請が必要であった。そして

西南戦争前後

西南戦争

すでにのべたごとく農兵隊的なものが親兵的なものにおしつぶされ、親兵的なものが徵兵的なものからはみだされていったが、その農兵隊的なものが農民一揆的なものに発展したのにたいし、親兵的なものが、いわゆる「乱」のかたちを形成していく。そして、この二つのものが並行し、いささか合流して進んだ。農民一揆が地租改正による地租三分を二分五厘にまで低下させたのは、三重、茨城のもり上りによるものであり、これと並行した「乱」は江藤新平の佐賀の乱、前原一誠の萩の乱、熊本の神風連と続き、西郷の西南戦争によつて、大きく波頭をあげ、崩れさせた。この二つを結んで農民的にかたむいたのが、土佐の立志社を中心とした民選議院設立建白運動であつたといえる。この間に、士族派への妥協のための征台の役が介在する。士族派にたいする地租軽減とも見るべきものであろうか。

台灣征伐は、国際的にいえば、清国（かつての先進的指導国であり、大国であったところの）が、日本

の琉球の民五十四名、備中小田県の民四名を、台湾蛮民に殺された事を抗議するのにたいし、台湾は化外の民であるとつぱねたため、台湾を一個の独立島とみなす立場で日本が征服したものであるが、国内的にいえば、士族派が征韓をとなえて下野し、各地によつて事をはからうとしているのにたいする緩和の手をさしのべたものといえる。朝鮮征伐では大がかりになるが、台湾の島だけとあれば、武力も国費もたり、それで征韓派が一応満足すれば、一石二鳥の利をうるのである。だから重点はもちろん国内的なものであつた。各国がこの事件から日清の間に戦いを生じみずからの東洋貿易に影響することを恐れ、さらに台灣領有による日本の発展を危ぶんで、國際法違反の名で中止をすすめ、艦船の貸与を拒んだのであるが、これをおし切り、国内にもかなりの反対意見のあるのを無視して征台を敢行したのは、まさに士族派対策を重要視したからである。ことに西郷隆盛の弟従道の強行突破がこのことを証明する。当時の浮世節「夕暮のかえ歌」として歌われたものに「夕暮にながめ見わたすたまの浦（注、長崎）君の仰せをよそにして、帆かけた船がいづるぞ。あれ民がなく民の声、都に名将がないかいな」がある。君も民もこのいくさに反対なのに、なぜ帆かけた船が出て行くのかという諷刺であり、ある意味の反戦歌第一号かも知れない。

この事件は、規模は小さいが、豊臣期以後最初の外征として意義があり、内政のための外征を露骨にしめしている点でも、この後の日本の戦争の「型」の第一号といえるであろう。士族派の中心地薩摩の士族兵二千六百人を中心（（土佐も参加しようとしたが、これは中止となつた）西郷隆盛の弟従道を征台都督に、土佐の谷干城らを参軍に、三菱を運輸の中心として台湾にむかつた。明治七年（一八七四年）四月のことである。戦いは相手が未開の民であるため、月余にして片づいたが、清国との交渉は進まず、大久保利通は開戦の準備をととのえた上で渡清した。結局イギリス公使の仲介により、清国は日本の征台を義挙とみとめ、将来生蕃をとりしまること、日本軍の撤退を条件に償金五十万円を支払うことなどを十月三十一日

に調印した。一応の成功といえるが、しかし国内的な士族派の動きをにぶらせる力のなかつたことは、地租軽減が農民を納得せしめえなかつたことと同様であった。

西郷隆盛を中心とする西南戦争は、ひとり西南にのみおこつた反乱ではなく、萩、佐賀、熊本のそれと共にするものであり、これらと共通するのみでなく、征討軍の中核たる陸軍卿山県有朋をしていわしむれば、

南隅の事情甚だ切迫。その発作に当り、如何なる景況を現出し、如何なる変動に立至るも計り難し。この事実に浅小に非ざるなり。而して南隅一たび動かば、これに応ずる者、けだし両肥、久留米、柳川。南海にては阿波、土佐。山陽、山陰にては因備。東海、東山、北陸にては彦根、桑名、静岡、松代、大垣、高田、金沢及び酒田、津軽、会津、米沢なり。而して関八州の館林、佐倉その他の旧小藩の向背、一として定まるものなし。

と太政大臣三条実美に情勢をのべてゐる。つまり、全国的にみなぎる士族団の中、朝廷に採用されざる不平の徒の大部分が、西南の乱的なものを要望していたのであり、その中、山県のあげている地方は維新戦争において、もつとも「攻」と「防」をはげしく受けた地方であり、はげしく動搖した地方である。とくに、薩長土肥の四藩は、維新の功労藩として特出し、それだけに天皇政府において志をうるものと、藩にあつて志を得ざるものとの対照がくつきりしてゐるといえる。かつての同僚たちが、みずからは新政府の枢位にありながら、藩的な同僚の武士的特権を奪いつつあるのに憤慨する程度も、それだけに一段と高いのである。そのため、長州はすでに明治二年、三年（一八六九、七〇年）に兵隊騒動をおこし、今まで萩の乱

をおこしているのである。肥前は佐賀の乱を、九州鎮台のある熊本は神風連の乱をそれぞれにおこし、土佐はかつて薩長の間を周旋しつつ、舟中八策的ないささか近代的な新時代案をかけたと同巧異曲で、今度は政府と薩摩の間に立つて、そのいすれにも属せずして、その兩つながらを否定する立場で、民選議院案をかかげ、形勢を観望しているのである。つまりは、最も士族的であると同時に、維新の功労者である大藩薩摩が、士族的立場で朝廷的なものと一戦すべく立ち上つたのである。明治元年（一八六八年）以来まだ一度も暴發しない蓄積した力を一気に爆発させようとして立ち上つたといえる。しかもかれらがついに全国的に結び得なかつたのは、封建的な藩に固執して、横に連絡すべき本質をもたなかつたからである。西郷がわざわざ南下した江藤新平を見殺しにし、前原の乱を見送つたのはそのためであり、その点では、徵兵はたしかに藩を超越した全国的のものであるといえる。山県の戦略書は続く。

南隅破裂するに当り、渠の策略^{かれ}その何の点に出るは測り知るべからずといえども、これを要するに三策にすぎず。第一には火船に乗じて、東京或いは浪華に突入する事。第二には長崎及び熊本鎮台を襲撃し、全九州を破り、以て中原に出る事。第三には鹿児島に割拠し、以て全國の動搖をうかがい、暗に海内の人心を揣摩し、時機に投じ以て中原を破る事。恐らくはこの三策の外に出でずと洞察せり。因りてその何の点に出るも我に在りては他を顧みず、力を一にして鹿児島城に向ひ、海陸並進桜島湾に突入し、奮斗攻撃し、瞬間鹿児島を滅却するを期し、而して更に四国、中国及び両肥等に向つてこれを擊破せんもまた難きに非ず。

然れどもそのすでに破裂するや、天下土崩の勢とならん。何ぞ今指名する所の旧諸藩に止まらんや。實に天下の大乱と予図せざるべからず。この際に臨み、影を捕え響きに応じ、以て東奔西走する

が如きあらば、識らず兵力を疲倦し、線路を截断せられ、我が勢力を削減し、遂に測るべからざるの大害を釀成せん。故に兵の配置分合、攻撃防禦の目的を予定せざるべからず。

前陳の形勢に基づくときは、その指揮する所の根拠を浪華に決定し、賊の挙動を洞識し、奇に出で変に応じ、陸海軍の進退分合を神速自在ならしむるに在り。その陸軍に在りては、各鎮台の主将常に予定する所の警戒防禦の方法に基き、要衝の地には分遣隊を出し、脈絡交通の線を截断せられざるに注意し、卒然有事の日に当り、臨機の処置をなすべし。その懸隔せる營所はその司令に指揮し、交通線を截断せらるるも独立自在の働きを得せしむべし。これをするに、専兵を以て分兵を擊破するの点にすぎず。故に鎮台及び營所の地を襲撃せらるるも、これを安寧に維持するの目的を以て防禦及び攻撃の心算を予定し、如何なる変動を起すも逡巡阻撓せず、直ちに擊破すべし。而して一擊草賊を討滅するも、懸軍數十里に涉り、軽易躁進することは前条の目的に反するが故に、必ず深く警戒すべし。かくの如き形勢に際しては、電報、郵便は悉皆不通なるが故に、汽船を以て通信線を根拠に取り、多方臨機の指令を受くべし。又陸路より要港へ交通線をも予め心算しづくべし。（略）

山県の神経質なまでの細心の注意は、封建的地方割拠の多分に残る當時の動きを十分にとらえているといえよう。すでにのべたごとく、封建的なものが関ヶ原の役的に集結するためには、領主対農民の収奪が一応安定化するとともに、集結の中心的勢力が必要とされる。今や経済的基礎を失った士族団が、郡方書記あがりの西郷の、一度朝臣となつてそれこそ南隅に割拠する西郷によつて集結することは困難である。しかも藩的な士族団としては、西郷と深い関係のある東北の庄内藩が動きだしそうになれば、維新當時これと対立した米沢藩が牽制すること、封建的対立が表面化してくるし、中々に動けないのである。長

民権運動・軍人勅諭前後

軍政から特立した参謀本部の設置と軍人訓戒

竹橋暴動後一ヶ月半にして、これまでの参謀局が拡大された。一方に整理しながら、他方で拡大するのである。その理由としては、陸軍の事務を軍令と軍政とに分つことにある。軍令とは、「日本総陸軍の定制、節度を審かにし、兵謀兵略を明らかにし、以て機務密謀を参画し、平時に在りては地理政誌を審かにし、戦時に在りては図を案じ部署を定め、路程を限り、戦略を区画する等」の役目をつかさどるのである。明治九年（二八七六年）六月に参謀局をおいたが、その後、軍政は大いに拡大発展したが、軍令はこれと並行しない。「歐洲陸軍参謀局の体裁に照らすに、權衡すでにその平を失」つてはいるからというにある。これこそ、第二回目のドイツ軍事視察から帰朝した桂太郎の提案であつて、歐洲とは主としてドイツのことである。そのため、十一月六日に二十五万円が増額された。さらに一ヶ月に参謀局が廃止され、参謀本部が新設された。本部長は「将官一人勅に依りてこれに任じ、所管の参謀将校を統轄し、軍国の機謀に關し

ては奏聞参画し、辺防征討籌策を掌るものとしてある。軍政から軍令の独立第一歩であろう。

本部長の下に管東管西の二局と総務課があり、管東局は東部監軍部、近衛と東京仙台の二鎮台の參謀部と通報しながら、専ら第一軍管、第二軍管並びに北海道の地理政誌を詳かにするのであるが、ここで問題なのは「且つ兼ねては樺太、カムチャツカ、シベリアに及ぼし」などという文字であり、これは管西局においても「且つ兼ねては朝鮮より清国沿海に及ぼす」のである。そして「共に有事の日においてその参画の図略に備う」としてある。藩閥專制政府を中心にして、藩主的（西郷の乱の際もその藩主久光—忠義は日和見のまま、西郷を見殺しにした）藩士的なものの右翼を斬った途端に、すでに海外攻略を考えていたであろうことは、この參謀本部設置の段階で明らかにされる。このころから大陸への軍事スパイが潜入しはじめ、いわゆる支那浪人的なものが活躍しはじめるのである。征韓論をおさえたのは、内政的な権力対立のためであって、西郷の侵略的意図をばんだものでないことは、これでも明らかであろう。これが朝鮮事変四年前のことである。

參謀本部樹立の後八日、監軍本部が設定された。「全陸軍の検閱並びに軍令出納の事を綜轄」させる機関である。本部は東部監軍部長、中部監軍部長、西部監軍部長。ここで軍部は、陸軍省において軍事行政を、參謀本部において作戦計画を、監軍本部において教育機関をつかさどるものとして、その立場を明らかにした。一元的なフランス式が、除々にドイツ式多元型に推移する第一歩と見られる。イギリス式の海軍は、この後八年間、軍政軍令の一元化を固執していたことと比較すべきであろう。

この參謀本部の特立と天皇への直結を果たした前後の十一年（一八七八年）十月十二日に、陸軍中将兼陸軍卿山県有朋は「軍人訓戒」なるものを印刷頒布した。そこには忠実、勇敢、服従の三徳がうたわれている。一部を抜くと「然り而して軍人の精神は何を以てこれを維持すると言わば、忠実、勇敢、服従の三約

束に過ぎず。これ軍人の精神を維持する三元行なり。それいやしくも忠実ならんば何を以て我が大元帥たる皇上に対し奉り、國家に報ずる所あらん。なお勇敢ならんば何を以て戦鬪に臨み、危険を冒して功名をなさん。いやしくも服従を主とせざれば、何を以て軍隊を維持し、三軍をして一身の如くならしむるを得ん」という点に要約される。そして一番恐れたのは、批判の自由ということであつた。次の文字はこれを証明する。

朝政を是非し、憲法（注、主なる法規の意）を私議し、官省等の布告諸規を評論する等の挙動は、軍人の本分と背馳する事にて、一人これあれば衆皆これに倣い、遂には在上を輕蔑する端を生じ、その流弊測られざるものあり。軍人といえども、自身本分の事の利害において、眞に見る所あらば、穩当なる方法にてその意を達することも難きに非ず。然るを喋々論弁を逞しうし、ややもすれば時事に慷慨し、民権など唱え、本分ならざることを以てみずから任じ、軍人にして処士の横議と書生の狂態とを擬し、以てみずから誇張するはもとよりあるべからざるの事にして、深く戒むべきことたるは勿論、本分の事たるも軍秩の次序を経ずして建議をなすは許されざる所なるをや。いわんや所管ならざる官憲にたいし、建議等をなすことをや。これもとより重き禁制たり。又新聞雑誌に匿名書を投じ、時事を論ずることもまた本分に背くことなり。畢竟軍人は軍籍に列するの始めに当り、皇上を奉戴し、朝廷に忠ならんことを誓いしものなれば、一念の微も、この初心に愧ずることなかるべし。

竹橋暴動はこの機運からまきおこつたのであるとしたら、これは恐るべきことであろう。軍人訓戒を必要とするゆえんである。天皇の文字がいちじるしく増加していることに注意すべきである。勤労者として

の、とくに農民としての不平不満が、軍隊という組織の中に統合され、集団生活をすることによって、そのまま同じ動作をすることによる同業意識によってその見聞をひろめ、不満を結集することは、工場労働者の生活と一緒に共通するものがあるはずである。自由にしておく限り、竹橋暴動的なものは続発する可能性は十二分にありうるであろう。そこで軍制を一新するとともに、兵士の服従性、非人間性を強化するためには、いわゆる精神教育と称する支配層の都合のよい一方的な考え方を、極度に注入することに努力しはじめ、その他の思想から隔絶しようと焦心するのである。そしてこれが範をドイツにもとめたことはすでに述べた通りであり、さらに日本的にこれを拡大したものといえる。

民権運動と將軍連の建白

西南戦争の終結とともに、土佐の民選派中の半面を形成する言論派は、板垣退助を擁してまず愛国社の再興を企てた。板垣らとしても、当然と林有造的計画に一枚加わっていながら、政府の高等政策もあって、板垣、後藤らを土佐暴動の共犯として検挙しなかつた以上、板垣としても同志の弔い合戦のために立ちたざるをえないのである。政府もこれに対応して地方官会議を改正して、民意を入れようとした矢先に、政府の主軸たる大久保利通は、半西郷、半板垣的な金沢グループの島田一郎らによつて暗殺され、政府内部のヘゲモニー争いが表面化した。薩摩派と長州派の対立が助長され、薩摩の大久保のあとをついだ長州の伊藤博文は、肥前の大隈重信と提携して、いささか進歩的な政策を行おうとした。この動搖と竹橋暴動その他混亂の中で、民権派は全国的遊説をなすことによつて、各地の有志を中心とする民権的組織を組織して行つた。

この高まりにおびえた政府はこれをおさえるためと、さらに財政の逼迫を切りぬけるためと、一石二鳥の策として明治十三年（一八八〇年）四月八日、地方税規則を改正して、民選派の糧道を絶とうとした。約八百万円が中央から地方税に転嫁されたのである。その三日前に集会条例が設けられ、軍人、警官、官公私立学校の教員生徒は、政治の集会に出席することを禁止された。その一年前にはすでに官吏の政談が禁止されていた。四月八日の集会条例は、三月十五日から四月九日までの愛国社大会におびえた結果であり、ここで愛国社は国会期成同盟として全国的に結成した。議長は片岡健吉。そして二府二十二県八万七千人の委任を受けて国会開設請願書が政府に提出された。地盤は下から大きく揺れて來た。西園寺公望、中江兆民らの『東洋自由新聞』がフランス思想をバックに発刊された。そして翌年、いよいよ高まる風潮の中で大隈の国会明治十六年（一八八三年）開催問題、開拓使疑惑問題が大きく添加されて混乱を増していく。この明治十四年（一八八一年）九月、陸軍中将前近衛都督鳥尾小弥太、陸軍中将西部監軍部三浦梧楼、陸軍中將前東部監軍部長谷干城、陸軍少将中部監軍部長心得曾我祐準の四将軍は、次の奏議を提出した。

臣等側に聞く、頃る朝廷ようやく公論を採取し、國憲を創立するの議ありと。これ誠に無上の盛事なり。臣等豈に暇々とし啄をその間に容ることを得んや。然るに今上書して愚陋を陳する者は、目下天下の大勢において大いに憂苦する所あるが故なり（略）。今日政府の組織すこぶるその大体を失し、古今内外の制度において未だその類例を見ざるが如し。何となれば、立法、行政、司法の三大権のことごとくこれを内閣に統べ、親政の名ありてその実なればなり。天下臣民の疑惑を生ずる所以のもの、職としてこれに生れり。速やかに元老院に立法の大権を委し、陛下親臨して法令を議せしめ、その決する所に由りてこれを親裁し、以てこれを内閣に附し、施行せしむる制に改め給わんことを。

林有造	224, 225, 227, 228,	兵学寮	168, 184-186, 193, 194, 199, 205, 206, 211, 212, 245, 253	村松正克	227, 228
版籍奉還	72, 111, 163, 164, 173	兵賦令	135	室孝次郎	141, 142, 176
ハンソン	211	ペリー	12, 16, 25, 153, 199	メッケル	98, 275, 280
藩閥	50, 65, 67, 76, 79, 80, 82, 85, 86, 89-91, 93, 95, 99, 101, 104, 105, 111, 114, 115, 143, 146, 164, 173, 178, 183, 195, 214, 225, 235, 248, 255, 256, 258, 262, 269, 278, 281	辺見十郎太	222	元田永孚	65, 118
藩兵	15, 95, 148, 158, 161, 164, 165, 170, 182	ホース	211	や 行	
土方久元	64, 102, 103, 116, 138	朴泳孝	260	八木重治	272, 273
比志島義輝	95	北辰隊	93, 143, 144, 147, 160, 170	安田	236
一橋慶喜 →徳川（一橋）慶喜		星野帰一	144	梁川星藏	13
ヒューマニズム	197, 233, 268	戊申詔書	119	柳原前光	116, 222
ビュラン	184	戊辰戦争／戊辰の役	28, 73, 96, 140, 164, 167, 168, 170, 182, 205, 252, 253	山内容堂	35, 62
兵部省	78, 146, 147, 171, 172, 174-177, 181, 184, 205, 211	堀江芳介	279, 280	山岡鉄舟	63
平野国臣（次郎）	18	姫本礼造	259	山県有朋	29, 77, 79, 90-92, 96, 98, 104, 116-119, 159, 170, 171, 173, 176, 177, 181, 185, 186, 194, 198,
広沢真臣	72	本郷房太郎	280	206, 209, 217-221, 224, 230, 231, 234, 238, 240, 242, 243, 246, 248,	
広瀬高市	245, 246	本間精一郎	141	252-254, 260, 275, 281	
ブーゴアン	275	ま 行		山口正定	65
フェントン	211	前田十郎左衛門	211	山城屋和助	→野村三千三
武官進級条例	275, 278	前田又之允	150	山田顯義	78, 79, 181, 194, 275
福岡孝悌	180	前原一誠	138, 144, 170, 215	山田十郎	138
福沢諭吉	61, 106, 107	前原の乱	73, 144, 218 一萩 の乱	山田平左衛門	227, 228
福地源一郎	258	眞木和泉（保臣）	31, 137, 138	幼年学校	193, 194
福羽美静	77, 78, 138	眞木外記（直人）	138	横須賀造船所	180
不敬罪	67, 114	松平容大	40	吉井幸輔	115
藤田小四郎	137	松平容保	27, 35	吉井友実	63, 64, 66, 116
藤田伝三郎	236	松平慶永（春岳）	12, 35, 141	芳川顯正	118
藤田東湖	11	松田秀次郎（笠原勘之助）	142, 146, 147, 175, 176	吉田松陰	30, 141, 182, 240
藤波言忠	46, 63, 66	マルクリー	184	吉田正春	225
藤波敬忠	63	三浦梧楼	98, 194, 251, 253, 254, 275, 279, 280	四将軍	98, 251, 252, 255, 275
藤好静	227, 228	三島通庸	173, 223		
富農	133, 141, 150, 155, 166, 186, 189	水野忠邦	11, 132, 135		
不平等条約	107, 139, 261, 264	水野丹後	138		
ブリッジメン	70, 180	三井	21, 39, 42, 59, 91, 236		
ブリューネ	38	三井三郎	39		
ブリンクリー	211-213	三菱	22, 91, 216, 234, 235		
吉沢滋	79	密貿易	19, 22, 29		
ブルジョア	59, 91, 101, 104, 106, 189, 262, 268	水戸学	11, 12		
ブルジョアジー	53, 59, 61, 89, 90, 235, 236	水戸藩	10, 12, 137, 153, 170		
ブルセプラン	184	水戸光圀	→徳川光圀		
兵学所	168	宮部鼎蔵	138		
		民選議院設立建白	44, 79, 114, 215		
		陸奥宗光	102, 104, 157, 227, 244		
		村田新八	63		
		村松愛蔵	272, 273		
		限板内閣	90		
		渡辺謙蔵	141		
		わ 行			

250, 252, 253, 255, 259,
 269, 273
 政友会 91, 92
 関矢孫左衛門 142, 147, 176
 絶対王政 40, 46
 千家尊福 115
 舟中八策 157, 218
 壮兵 184, 209, 230, 231,
 236, 270
 草莽浪士 137, 139, 141
 副島種臣 77, 86, 114
 曾我土郎 150
 曾我祐準 98, 161, 162, 180,
 184, 229, 251, 253, 276,
 279, 280
 曾我静治 150
 卒族 164, 168, 169, 203
 尊王 12, 13, 15-18, 115,
 159, 264
 尊王攘夷 11, 12, 17, 72, 153,
 159, 264
 尊融親王 33

た 行

大院君 99, 259, 260, 265
 第三遊軍隊 93, 143, 146,
 161, 175, 176
 大正天皇 63
 大政奉還 27, 28, 38, 158,
 160, 163
 大土地所有 18, 47, 163
 大日本協会 106
 高崎五六 173
 高島鶴之助 63, 86, 196, 259
 高杉晋作 30, 31, 137, 139,
 148, 149, 253
 鷹司政通 13
 高橋竹之助 141, 142, 176
 高村光雲 190
 高谷佐兵衛 63
 ダグラス 212, 213
 武田耕雲斎 137
 竹内綱 115, 225, 227, 228
 竹橋暴動 95, 228, 238, 241,
 246, 247, 249, 250, 254, 255
 太政官制 108, 166, 275
 立見尚文 280
 建野郷三 65
 伊達宗城 35
 田所壯輔 138
 田辺才三郎 191, 233
 谷重喜 227, 228
 谷干城 79, 98, 194, 216, 251,
 253, 276, 277, 280
 治安警察法 83
 千種有任 62

地政学 120, 121
 地租改正 38, 43, 44, 46, 51,
 53, 96, 101, 133, 136, 180,
 183, 215, 263
 地租軽減 215, 217
 秋父暴動 266, 270, 271
 秩禄公債 54, 183, 236
 朝鮮事件／朝鮮事変 102,
 237, 248, 258, 259, 261,
 264-266, 270, 274
 徵発令 260
 徵兵 96, 140, 146, 151, 152,
 155, 172, 173, 176, 177,
 184-193, 197-199, 208,
 209, 215, 218, 230-233,
 254, 256, 257, 269, 270,
 273, 274
 徵兵忌避 187, 188, 190, 274
 徵兵制 95, 96, 136, 142, 164,
 181, 209, 231, 279
 徵兵養子 190
 徵兵令 96, 135, 143, 175,
 177, 178, 181-185,
 187-191, 193, 198, 199,
 208, 212, 230, 254, 257,
 267, 273
 勤方規則 185, 199
 帝政党 260
 提督府 212, 214
 寺内正毅 280
 寺島宗則 82, 229
 寺田鎮之助 140
 寺田信三郎 151, 152
 天狗党 31, 137, 154
 天地創造説 113
 天保の改革 11
 東郷平八郎 211
 東条英教 280
 統帥権 258, 281
 緑川家齊 19
 緑川家茂 25-27, 34, 35
 緑川齐昭（烈公） 10-12, 137
 緑川光閉 10
 緑川（一橋）慶喜 12, 27,
 31, 35, 36, 137
 緑大寺実則 64, 77
 説法 202
 土佐暴動 244, 250, 269
 十津川親兵 93, 143
 藤武兵衛 138
 戸山学校 194, 210, 253
 トリート 105
 鳥尾小弥太 98, 194, 205,
 221, 251, 252, 280

な 行

内務省 49, 78, 94, 113, 270
 内務之部 185, 199, 200
 長井雅楽 29, 30
 中江兆民 251
 長岡外史 280
 中岡慎太郎 138, 155
 中嶋四郎 272
 中村円太 138
 中村貫一 227
 中村正直 118
 名主 72, 133-135, 138, 140,
 142-144, 147, 149, 150,
 152, 155, 175, 176, 189
 鍋島直彬 65
 ナポレオン三世 16, 170, 180
 ナロードニキ（運動） 99,
 272
 二階堂良碩 142, 143, 146,
 170, 175-177
 西周 158, 161, 162, 203,
 205, 258
 西湯八雲 144
 西村茂樹 118
 日露戦争 104, 108, 119
 日清戦役 89, 98, 106-108,
 227, 265
 仁礼景範 194, 259, 282
 農兵隊 133, 136-138, 140,
 141, 143, 148-152, 170,
 175, 177, 215
 野津鎮雄 194
 野津道貫 239, 275
 野村忍介 220
 野村三千三（山城屋和助）
 177

は 行

パークス 81, 228
 パートン 212
 廃藩 73-76, 113, 172, 174
 廃藩置県 38, 94, 111, 113,
 177, 181
 廃仏毀釈 109, 111
 萩の乱 215, 217, 253 →前
 原の乱
 橋本左内 258
 橋本綱常 275
 長谷川鉄之進 138, 141, 176
 長谷川好道 280
 八・一八事変／八・一八クーデ
 ター 17, 27, 28, 30, 33,
 34, 139, 141
 ハモンド 213
 林直庸 227

雲井竜雄 73, 74
 クレマンソー 266
 黒川通軌 244
 黒川光保 37
 黒田清隆 77, 82, 90, 259
 軍事参議官制 282
 軍人訓戒 247-249, 252, 255
 軍人勅諭 48, 81, 97-99, 254,
 255, 257, 258, 274, 283
 軍政 184, 247, 248, 282, 283
 軍法会議 261
 軍律 162, 175, 198, 206,
 207, 233, 272
 軍令 184, 247, 248, 272,
 282, 283
 警官 73, 94, 123, 221, 251,
 270, 271
 警察 78, 80, 81, 94, 105,
 114, 183, 263
 月曜会 280, 281
 月曜会事件／月曜会騒動
 98, 279
 ゲレット 212
 檢閥条例 275, 278
 元治甲子の乱 139
 憲政党 90, 91
 憲政本党 91
 憲法発布 51, 85, 115
 江華島事件 99, 259
 公議所 41, 165
 皇軍 169, 254
 皇室財産 36, 37, 44, 48, 49,
 52, 57-59, 61, 235
 弘道館記 11, 12
 幸徳秋水 91
 河野敏継 86, 265
 公武合体 25, 32, 35, 62
 孝明天皇 25, 35, 37, 62, 64
 五箇条の御誓文 69
 国民皆兵 273, 274
 国民協会 86, 106, 268
 国有林野下戻法 52
 越三作 144, 146
 御資部 37, 43, 57
 御親兵 93, 141, 158, 164,
 169, 174, 175, 177, 178,
 181, 182, 209, 238, 254
 呑玉源太郎 98, 280
 国会期成同盟 251, 272
 後藤象二郎 77, 138, 157,
 224, 225, 250, 266, 267
 近衛局 177, 239
 近衛隊 177, 209, 232, 254,
 255
 近衛忠熙 35
 近衛兵 95, 178, 187, 229,
 238, 241, 244, 252, 273

小林樟雄 266
 小林政司 144, 146, 147, 175
 小林六太郎 144
 小松宮彰仁 82, 158, 281
 小村寿太郎 104
 小室信夫 79
 米田虎雄 65
 御料部 53, 56, 57
さ 行
 西園寺公望 64, 92, 251
 西郷軍 220-223, 232, 234,
 242, 262
 西郷小兵衛 220
 西郷隆盛（吉之助） 21, 40,
 66, 72-77, 79, 94, 96, 104,
 110, 129, 160, 164, 167,
 171-175, 194, 206, 209,
 215-220, 222, 223, 225,
 227, 232, 233, 235, 238,
 248, 254, 269
 西郷從道 78, 86, 116, 170,
 171, 176, 177, 194, 216,
 223, 229, 236, 238, 275
 祭政一致 83, 92, 108, 117,
 166
 斎藤実 194
 坂井経堂 150
 佐賀の乱 215, 218
 坂本竜馬 73, 155, 157
 佐久間象山 140
 椿井平吉 272
 佐々木高行 64-66, 77, 102,
 115, 117, 118
 佐治孫兵衛 140
 佐藤一斎 150
 佐藤信淵 20
 佐野常民 115
 三権分立 69, 70, 76, 81, 166,
 180, 252
 三条実美 26, 27, 30, 32, 60,
 62, 72, 74, 76-79, 82, 112,
 113, 217, 223-226, 236,
 239, 261
 参謀局 184, 205, 247, 253
 参謀本部 104, 247, 248, 259,
 275, 276, 281
 参謀本部条例 282
 参謀本部長 275, 276, 279,
 281, 282
 ジェームス 212
 式部寮 113
 四条隆謫 194
 士族 44, 73, 164, 166, 168,
 169, 172-177, 182, 183,
 185, 203, 215-219, 223

225, 227, 235-237, 246
 失業武士 73, 94
 品川弥二郎 85, 86, 240, 243
 篠原国幹 194
 侍補 64-67, 81, 89, 111,
 117, 118
 島地黙雷 111
 島田一郎 250
 島津重豪（栄翁） 19
 島津忠義 248
 島津齊興 19
 島津久光 24, 35, 248
 島村千雄 276
 島義勇 63
 四民平等 112, 159, 182, 183,
 189
 シャノワース 180
 集会条例 251, 254, 263
 集議院 165-167
 自由党 50, 79, 86, 89-91,
 100, 101, 106, 114, 115,
 260, 263-266, 272
 自由民権 38, 64, 65, 81, 104,
 114, 228, 236, 246, 254,
 262-264, 267-269, 272, 283
 壱夷 11-18, 24, 26, 30,
 32-35, 42, 72, 98-101, 105,
 106, 109, 110, 139, 154,
 182, 183, 256, 261, 264
 彰義隊 40, 74, 142, 167, 220
 招賢閣 30, 78, 137
 昭憲皇太后 63
 常備兵 135, 160, 166, 168,
 171, 173, 186, 274
 庄屋 72, 133-135, 138, 140,
 142-144, 147, 150-152,
 154-156, 175, 176, 189
 条約改正 106, 117, 280
 常用部 53, 56, 57
 神祇院 111, 115-117, 119
 神国 13-15, 105, 109
 神国思想 13-15, 93, 105
 神風連 113, 215, 218, 253
 シンプソン 211
 清仏戦争 265, 268
 枢密院 82, 89, 102, 115
 末松謙澄 190
 調所笑左衛門 20, 22
 スタイン 82
 征韓論 44, 64, 75, 85, 96, 99,
 104, 173, 178, 209, 248, 259
 正気隊 149, 150, 160
 征台の役 215, 253, 259
 西南戦争／西南の役 73,
 173, 178, 209, 210, 214,
 215, 217, 222, 223, 230,
 231, 233, 234, 238, 242

索引

あ 行

- 青木周藏 104, 117
 赤松則良 211
 浅田信興 280
 阿部正弘 11
 アヘン戦争 132
 新井白石 124
 有栖川宮熾仁 82
 有栖川宮熾仁 82, 144, 170, 224, 235, 276, 281, 282
 安政条約 17
 飯田事件 264, 272, 273
 飯田巽 38
 五十嵐伊織 141, 169, 176
 池内大学 13
 石田英吉 138
 和泉佳逸 152
 磐山清兵衛 266
 板垣退助 74, 77, 90, 114, 173, 224, 225, 228, 250, 255, 260, 263, 266, 269
 一條十郎 153
 一揆 21, 68, 101, 111, 133, 142, 182, 187, 215, 235, 246, 255, 262
 伊月一郎 211
 伊藤伝十郎 144
 伊藤博文 29, 31, 42, 61, 66, 67, 77-79, 81-94, 105, 106, 117, 118, 123, 160, 166, 167, 190, 221, 224, 238, 250, 275, 276, 280
 伊東巳代治 82, 92, 105
 井上馨 29, 31, 77-79, 259, 275
 井上毅 49-51, 82, 118
 岩神昂 224, 227
 岩倉具定 102, 103
 岩倉具視 27, 36, 43, 48-53, 62, 63, 67, 72, 74, 76-81, 100, 112, 171, 173, 223, 224, 228, 229, 235, 236, 259
 植木枝盛 225, 264, 265, 272
 氏家直国 272
 内山定吉 243-245
 内海弘勝 98
 ウヒルラン 212
 梅田雲浜 13, 141
 江川甚太郎 272
 江川太郎左衛門 140

- 江藤新平 215, 218
 梶本武揚 79, 211, 276
 遠藤七郎 143, 146, 147, 175
 王政復古 63, 68, 109, 159
 大井憲太郎 266, 268, 272
 大江卓 227, 228
 大木喬任 77, 229
 大久保利通 64, 74, 76-78, 89, 129, 173, 216, 221, 250, 252, 259, 277
 大隈重信 42-44, 62, 65, 74, 77, 82, 89, 90, 100, 101, 166, 167, 240, 250, 251, 265
 大倉 236
 大阪事件 266
 太田左門 63
 大橋訥庵 150
 大原重徳 16, 30
 大村益次郎 40, 74, 96, 141, 158-160, 167-170, 176, 177, 180, 181, 183, 199, 220, 253
 大山巖 79, 98, 184, 239, 252, 275-277, 281
 大山綱良 222, 235
 オールコック 16
 岡本健三郎 79, 224, 227, 228
 岡本四郎 205
 岡本柳之助 95, 244
 小川又次 280
 奥保鞆 280
 尾崎三良 226, 227
 尾崎行雄 90, 91, 226
 オスサラパン 212

か 行

- 海江田仁義 115
 海援隊 155, 157, 227
 階級闘争 116
 海軍參謀部条例 282
 海軍參謀本部条例 282
 海軍士官学校 211, 212
 海軍操練所 168, 211
 戒厳令 260
 借行社 279-281
 改進党 50, 79, 82, 86, 89-91, 100, 101, 106, 260, 263, 265, 268
 カイゼル 50
 柏村庸之允 184

- 春日潛庵 13
 和宮 25, 35
 華族 163, 166, 236, 237
 片岡健吉 225-228, 251
 片桐省吾 176
 勝安房(海舟) 211, 214, 258
 桂太郎 81, 90, 92, 96, 98, 119, 185, 234, 247, 252, 275-277, 280, 281
 金子堅太郎 82
 加波山事件 263
 樺山資紀 86, 173
 河井継之助 142
 川上操六 98, 104, 275, 277, 281, 282
 川澄徳治 272
 川村景明 192
 川村橋一郎 227
 川村純義 211, 224
 河村専蔵 140
 河本杜太郎 141
 桓虎隊 150
 干城隊 144
 木戸孝允 43, 48, 61, 62, 74, 77, 161, 173, 223-225, 235, 252, 259
 奇兵隊 30, 72, 135, 137-141, 148, 149, 155, 170, 174, 177, 205, 253
 木村円解 245, 246
 教育勅語 71, 117, 118, 119, 283
 弊義隊 150
 教導団 193-197, 229, 253, 274
 教部省 113
 居之隊 93, 138, 140-144, 146, 147, 153, 160, 170, 175, 176
 桐野利秋 175, 194, 206, 220, 228
 金革隊 93, 143, 144, 147, 160, 170, 175
 勤王 18, 39, 74, 114, 152, 159
 金禄公債 54, 183, 236
 九条尚忠 25
 九条道孝 68
 宮内省 37, 38, 43, 44, 46, 49, 60, 64, 113
 グナリスト 82